

# 公共施設等の 現状と課題 (Ⅱ)

施設の配置・複合化と  
使用料の現況 ほか

練馬区企画部企画課

- 1 区立施設の配置について
  - (1) 地域施設(地域集会室機能・児童館機能・敬老館機能) P2
  - (2) 相談窓口となる行政拠点 P6
  - (3) 全区的施設 P8
  - (4) 課題解決の方向性 P10
  
- 2 区立施設使用料の現況
  - (1) 現行の使用料設定の基本的考え方 P14
  - (2) 減額・免除制度 P18
    - ア 減額・免除基準の概要
    - イ 減額・免除による使用料の収納状況
  - (3) 主な施設の運営経費と使用料の関係 P20
  - (4) 区立施設に関する課題 P21

# 1 区立施設の配置について

## (1) 地域施設(地域集会室機能・児童館機能・敬老館機能)

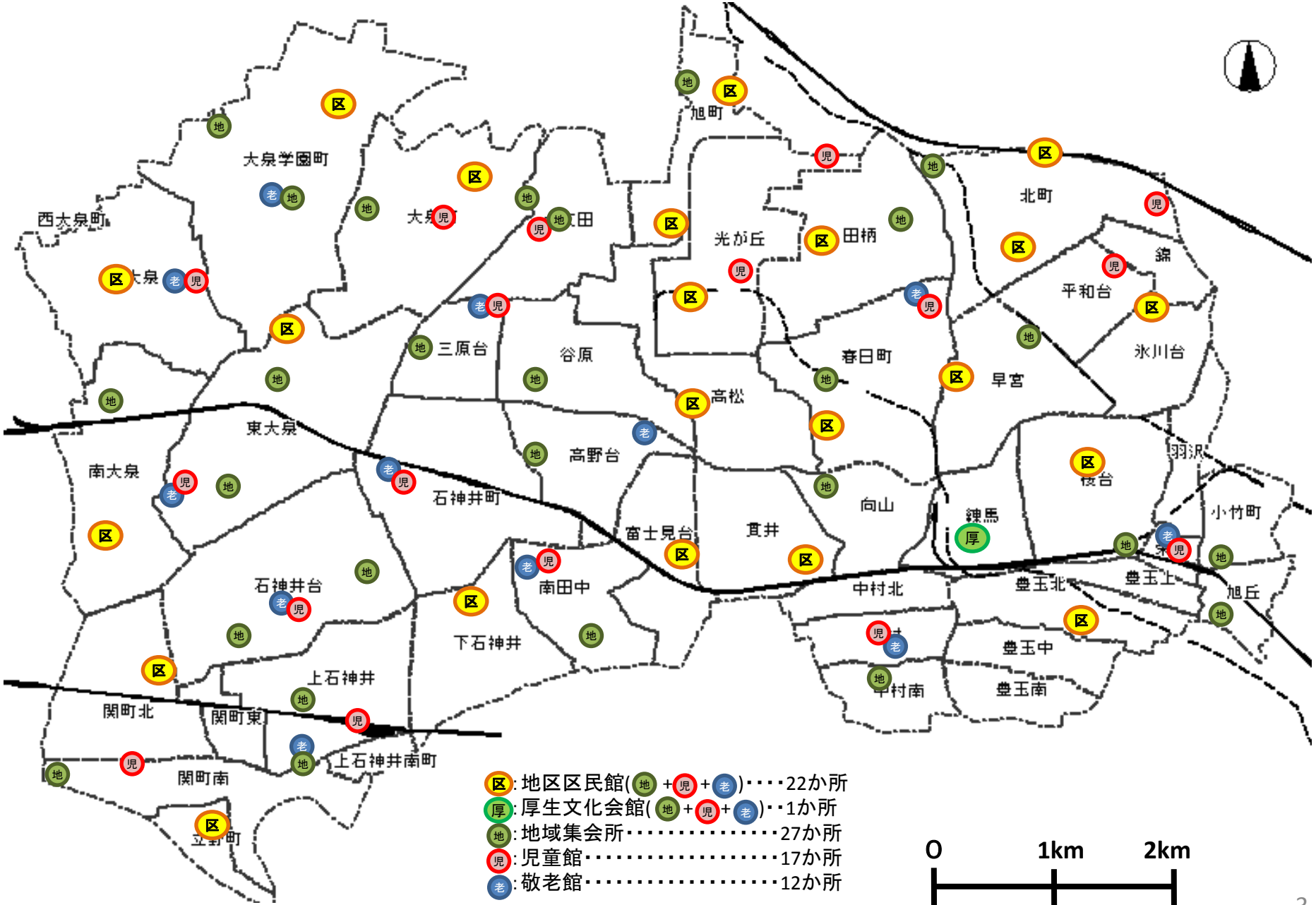
### ●整備の経過

- ① 昭和40年代半ばから、出張所に併設して区民館を整備(現在は地域集会所)
- ② 昭和40年代半ばから昭和53年まで、児童館・敬老館を整備
- ③ 昭和52年から地区区民館(地域集会室機能・児童館機能・敬老館機能の複合施設)を整備(主たる利用者は、高齢者や子供の徒歩10分圏内である半径700m以内の区民と想定)
- ④ 昭和60年以降、地区区民館の空白地域に地域集会所(地域集会室機能のみ)を整備
- ⑤ 平成21年、出張所再編に合わせて、区民館を地域集会所に変更

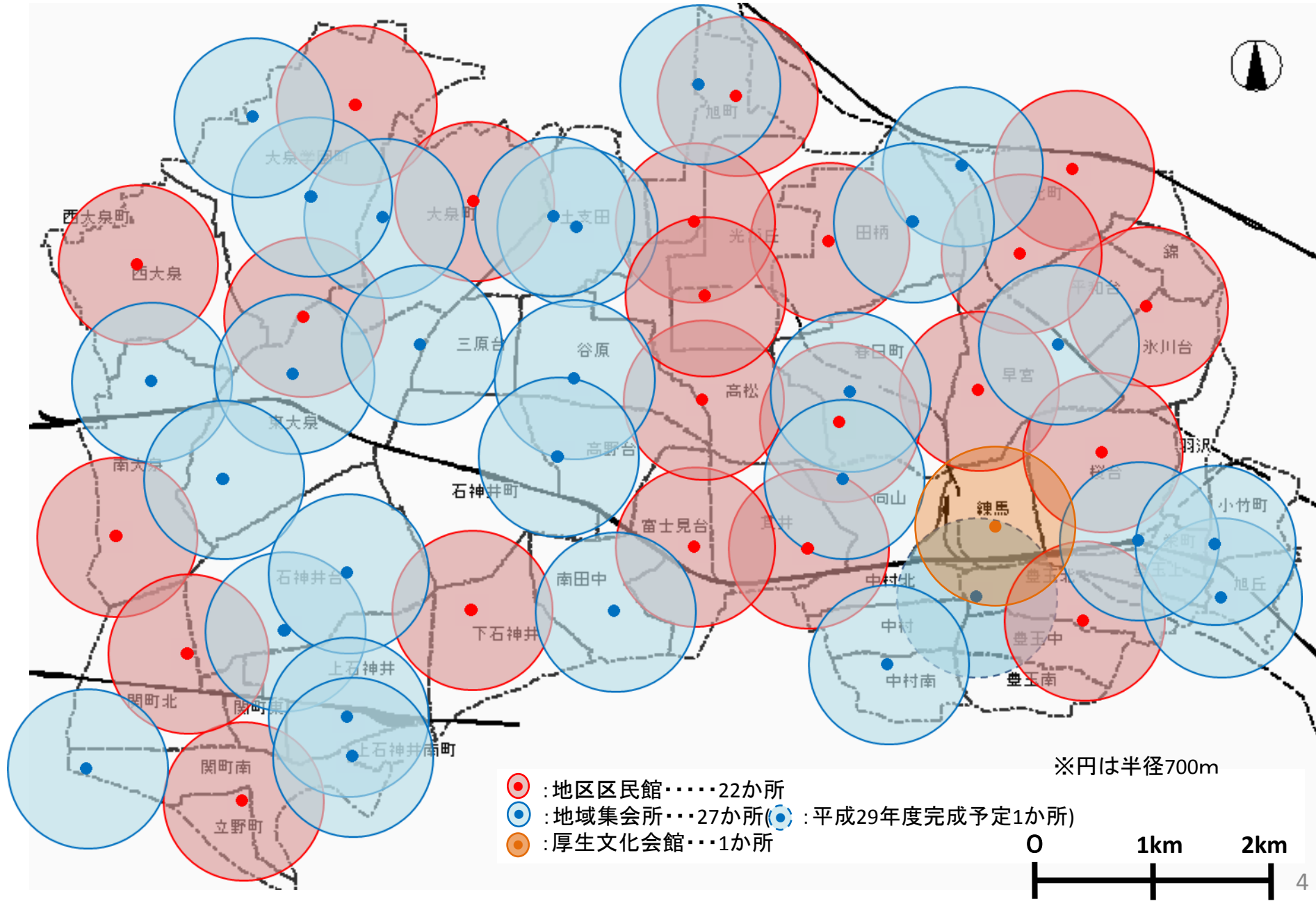
- ▶ 児童館・・・17か所
- ▶ 敬老館・・・12か所
- ▶ 地区区民館(地域集会室機能・児童館機能・敬老館機能)・・・22か所
- ▶ 地域集会所(地域集会室機能のみ)・・・27か所

(配置図:P3【地図1】およびP4【地図2】参照)

# 【地図1】地域施設(地域集会室機能・児童館機能・敬老館機能)の配置図



# 【地図2】地域集会施設(地区区民館・地域集会所)の配置図



# 1 区立施設の配置について

## (1) 地域施設(地域集会室機能・児童館機能・敬老館機能)

### ●適正配置検討の論点

今後、地域に必要な施設(機能)はどのようなものか

機能	目的	検討の論点
地域集会室機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民の相互交流および自主活動の促進</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域団体やサークル等への部屋貸しだけでなく、交流の場、たまり場的な場が必要ではないか。</li></ul>
児童館機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童の情操等の育成</li><li>・健全な遊びを通じた児童の集団的、個別的指導</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・「ねりっこクラブ」実施(小学校における全児童対策事業と学童クラブ事業の一体的運営)にあわせた機能の見直しが必要ではないか。</li></ul>
敬老館機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者相互の交流の機会および場の提供</li><li>・高齢者の健康増進</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者ニーズの変化にあわせて名称や機能の見直しが必要ではないか。</li><li>・浴室機能について、利用者が限定されている、コストがかかっているなどの課題があるのではないか。</li></ul>

# 1 区立施設の配置について

## (2) 相談窓口となる行政拠点

### ●現状

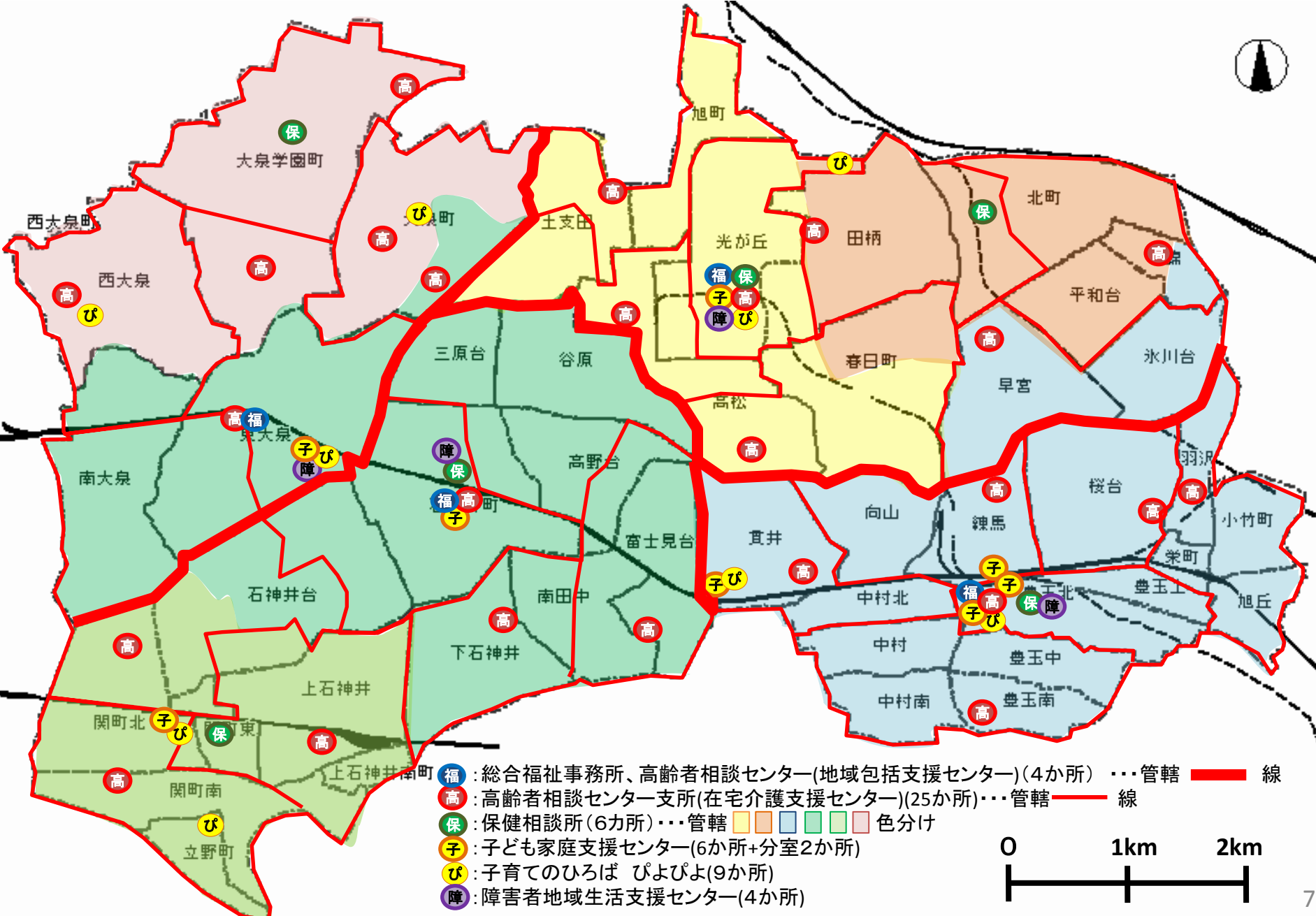
- ▶ 総合福祉事務所・・・4か所(管轄あり)
- ▶ 高齢者相談センター本所(地域包括支援センター)・・・4か所(管轄あり)
- ▶ 高齢者相談センター支所(在宅介護支援センター)・・・25か所(管轄あり)
- ▶ 保健相談所・・・6か所(管轄あり)
- ▶ 子ども家庭支援センター・・・6か所(+分室2か所)
- ▶ 障害者地域生活支援センター・・・4か所

(配置図:P7【地図3】参照)

### ●適正配置検討の論点

- ・ 保健・福祉系の行政拠点は、区民にとって1か所に集約されていると利便性が高く、行政も連携した対応がしやすい。
- ・ 改築等にあわせて、将来的に駅周辺など交通の便利な場所に集約し複合化していくことが望ましいのではないか。
- ・ 大江戸線の延伸時には、仮称大泉学園町駅に行政拠点の複合施設を整備することが必要ではないか。
- ・ 総合福祉事務所と保健相談所の管轄を一致させることが望ましい。その際、4か所がよいのか、6か所がよいのか(大江戸線延伸時も想定する必要がある)。
- ・ 高齢者相談センター支所の配置も合わせて考える必要がある。

【地図3】相談窓口となる行政拠点の配置図



# 1 区立施設の配置について

## (3) 全区的施設

### ●設置目的と異なる利用形態をもつ施設の例

※貸出し施設としては、施設設置目的に限らず広く区民を対象としている

施設名	設置目的	施設内容	事業内容
男女共同参画センター(えーる)	男女共同参画社会の実現に寄与する	研修室、視聴覚室、録音室、会議室、和室、保育室、図書・資料室、相談室、連絡交流室	男女共同参画に係る各種講座や相談事業を実施
東京中高年齢労働者福祉センター(サンライフ練馬)	中高年齢労働者の雇用の促進と福祉の向上を図る	職業相談室、職業情報展示室、職業講習室、和室、会議室、研修室、クラブ室、体育室、トレーニング室	社会保険労務士による労務相談等を実施
勤労福祉会館	主として中小企業に働く勤労者の文化・教養および福祉の向上を図る	集会室、会議室、和室、トレーニング室、職業講習室兼会議室、音楽室、料理室、展示コーナー	各種教養講座やセミナー、労働相談を実施
青少年館	区内の青少年の健全育成を目的とした施設	レクリエーションホール、教室、和室、会議室、料理室、実習室、多目的室、視聴覚室、学習室、音楽練習室	青少年を対象としたさまざまな講座や催しを実施

### ●その他の貸出し部屋をもつ施設の例

※貸出し施設としては、施設の設置目的に合致した団体の利用を原則としている

施設名	設置目的	施設内容	実態
生涯学習センター	生涯学習活動の支援	ホール、会議室、教室、和室、調理実習室、美術工芸室、視聴覚室、陶芸室、保育室	生涯学習に関する各種講座の開催等を実施
リサイクルセンター	リサイクル活動の普及促進、循環型社会の形成	多目的室、会議室、実習室	リサイクル活動に関連した講座やイベントを実施

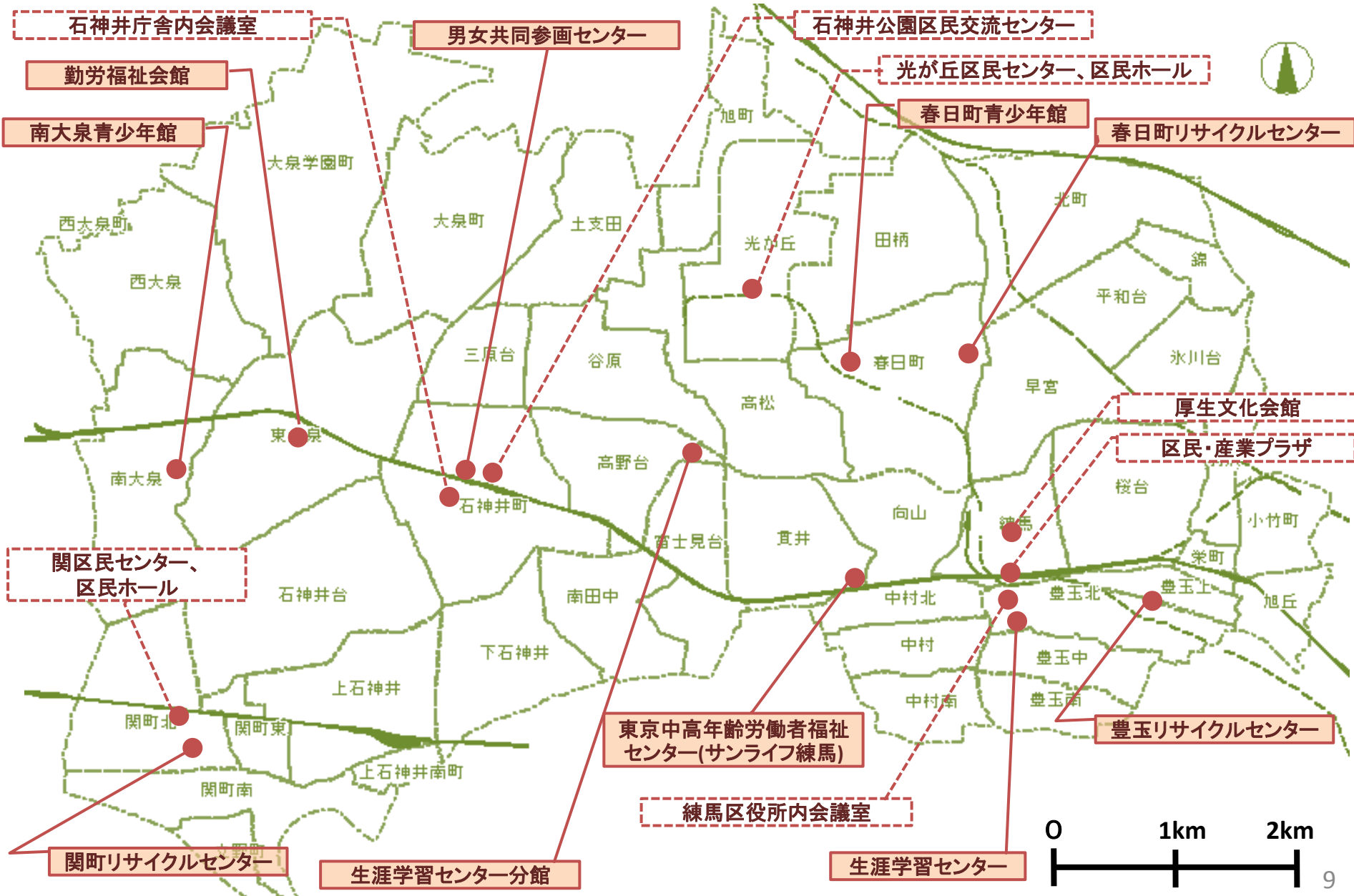
### ●適正配置検討の論点

- ・社会状況の変化に合わせて、施設のあり方や機能を見直す必要があるのではないか。
- ・主な利用対象者以外も、より使いやすくするなど、施設の更なる有効活用を図る必要があるのではないか。
- ・必要な機能は、その他の各種貸し出し施設等でも実施してはどうか。



# 【地図4】全区的施設の配置図

：全区的な集会室機能として貸し出している施設で、P8に記載していないもの



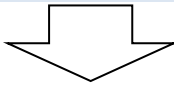
# 1 区立施設の配置について

## (4) 課題解決の方向性

### 【課題】

これから30年程度の間、区民利用施設(学校施設を除く)の約4割が築60年を迎え、更新時期を迎える。

- 更新にあわせて、順次、より区民にとって利便性が高く、ニーズにマッチした施設を整備していく必要がある。
- 建設・維持管理コストを低減できるよう、適正配置と複合化を進めていく必要がある。



### 【検討にあたっての論点】

施設の配置を考えるにあたってのエリアをどのようにするか。

#### ○一定の地域のつながりのある範囲を基盤としたエリア

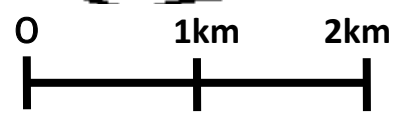
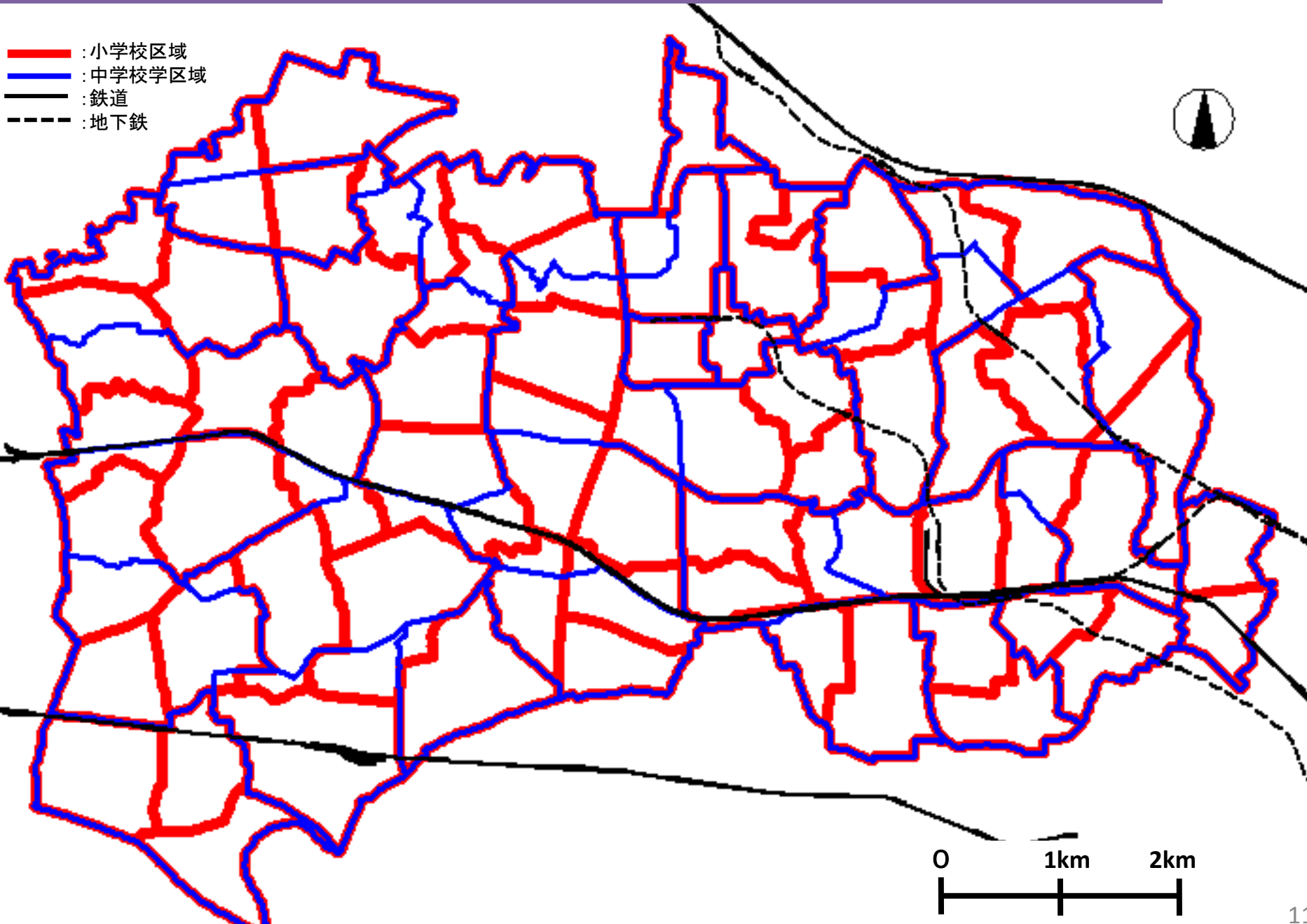
エリアの考え方の例	特性・メリット
小中学校の学区	PTA、避難拠点運営連絡会、学校応援団など核になるつながりがある
旧出張所の管轄区域	青少年育成地区委員会、地区祭、町会連合会支部会など、核になる組織や催しがある

#### ○駅などに向かう区民の移動の流れに沿ったエリア

エリアの考え方の例	特性・メリット
駅から1キロ圏を単位としたエリア設定	駅前を拠点に複合施設整備をすることで区民の利便性を高められる

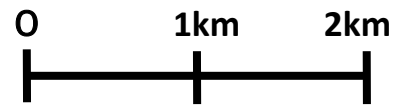
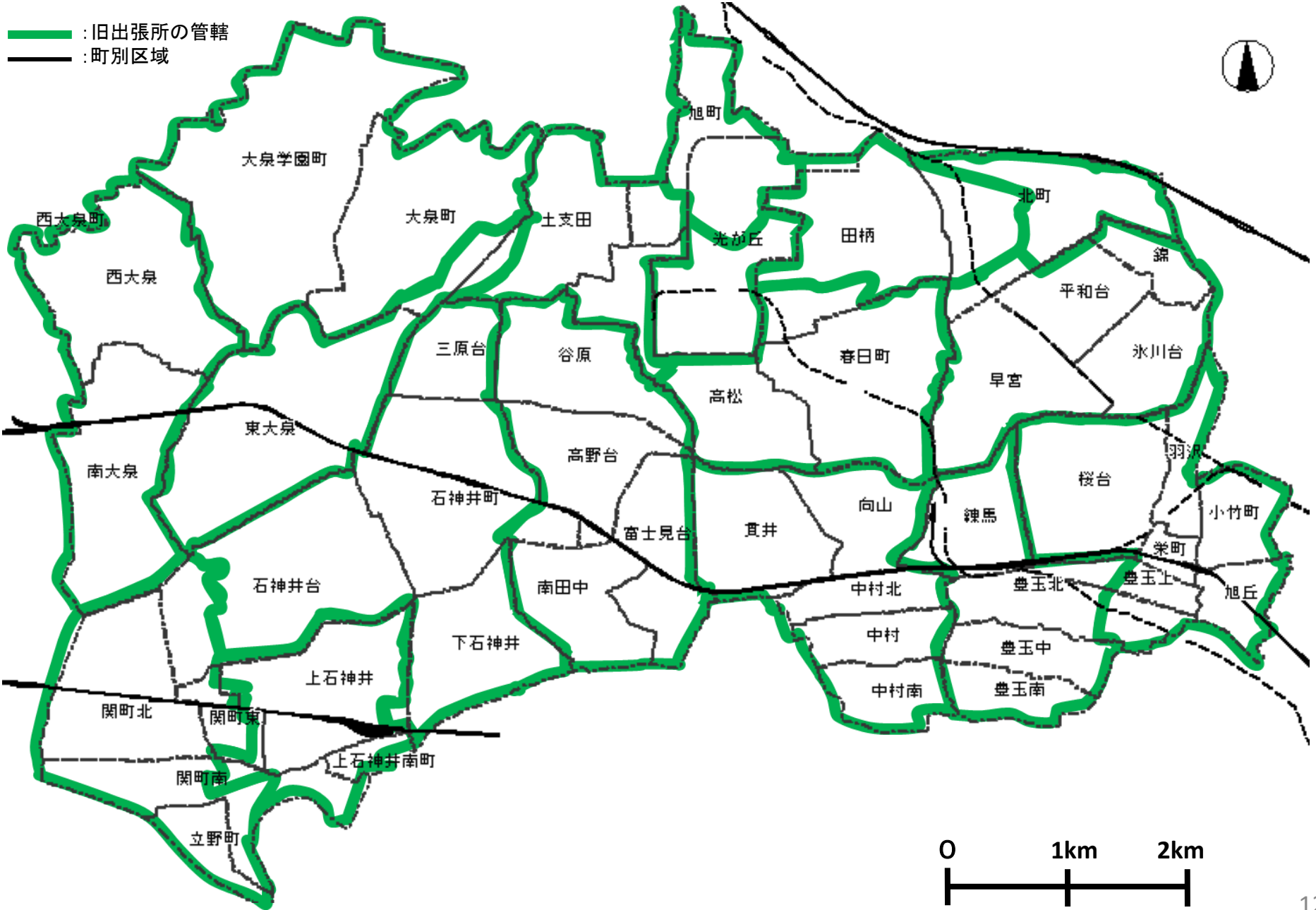
【地図5】小学校、中学校の学区(小学校:65区域、中学校:34区域)

- (赤線) : 小学校区域
- (青線) : 中学校学区
- (黒線) : 鉄道
- - - (黒線) : 地下鉄

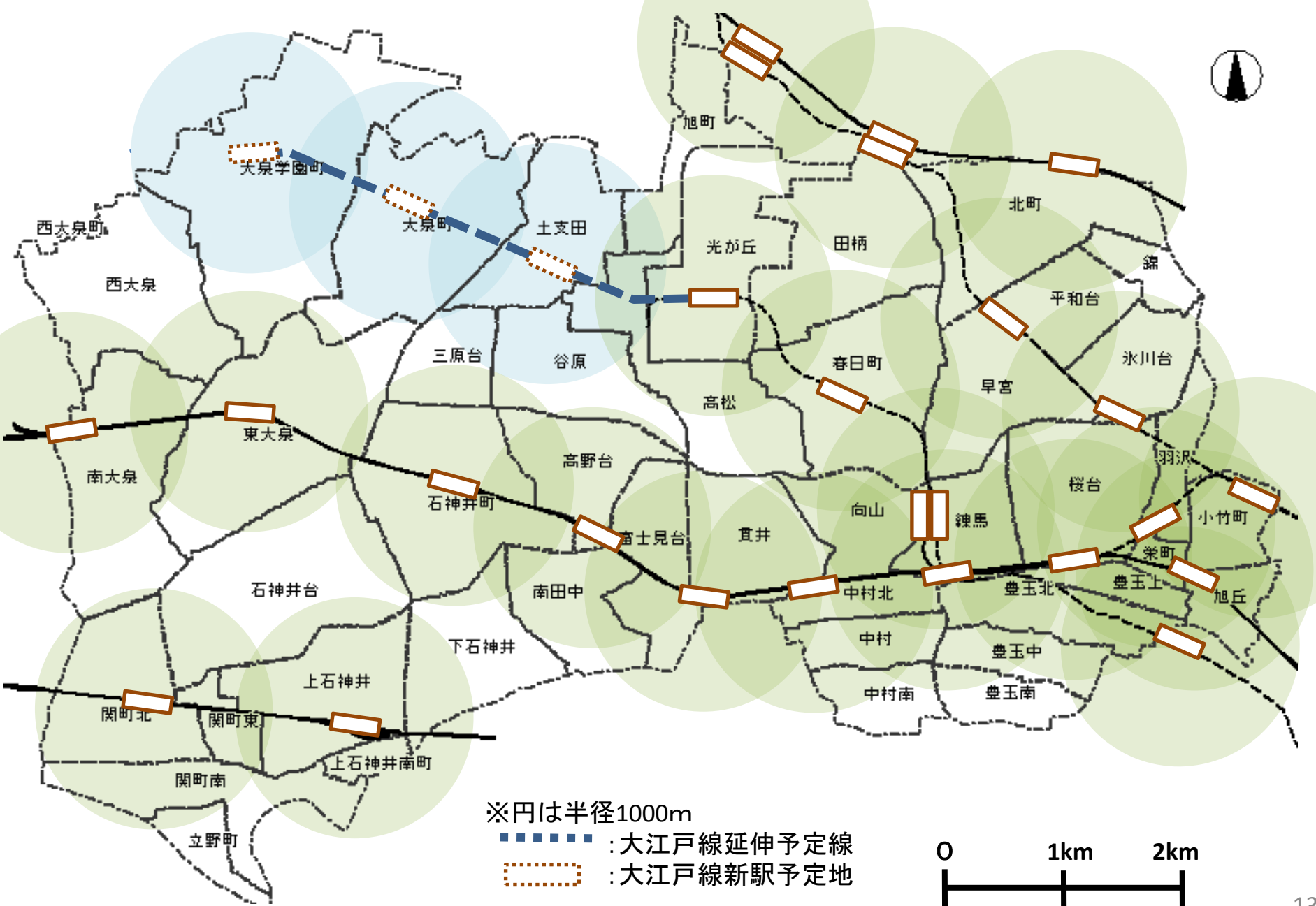


# 【地図6】旧出張所の管轄区域(17区域)

— : 旧出張所の管轄  
- - : 町別区域



# 【地図7】練馬区内鉄道駅配置図



## 2 区立施設使用料の現況

### (1) 使用料設定の基本的考え方

サービスを利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考え、  
利用する人に応分の負担を求める「**受益者負担の原則**」

区は、区税を区民サービスの基礎的な財源としているが、全てのサービスを区税で賄うことは困難。そこで、施設の維持管理にかかる費用(コスト)については、地方自治法第225条に基づき、施設使用の対価として利用者から納付される使用料により、その一部を賄っている。

サービスを利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えると、利用する人が応分の負担をすることによって、はじめて利用しない人との「負担の公平性」が確保される。これが受益者負担の考え方であり、施設の使用についても、利用者(=受益者)に応分の負担(=使用料)を求める根拠。

#### 《使用料算定の基本的方式》

$$\text{使用料} = \text{原 価} \times \text{性質別負担割合} \times \text{減額率}$$

- ① 原 価: 施設の維持管理費、人件費を基に算定
- ② 性質別負担割合: 各施設サービスの性質別分類に基づく  
受益者・行政の負担する割合
- ③ 減 額 率: 子ども、高齢者など利用者の属性に応じた  
減額割合

# 2 区立施設使用料の現況

## (1) 現行の使用料設定の基本的考え方

### ① 原価

施設の整備・運営に要する経費として、維持管理費、職員人件費、用地取得費、建物建設費(減価償却費を含む)等

公費負担の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地取得費</li> <li>・建物建設費(減価償却費を含む)</li> <li>・維持管理費(大規模修繕費・高額備品購入費)</li> <li>・職員人件費(事業運営等に要する部分)</li> </ul>
受益者負担の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理費(光熱水費・清掃料・修繕費等)</li> <li>・職員人件費(施設の維持管理・貸出業務に要する部分)</li> </ul>

### ③ 減額率

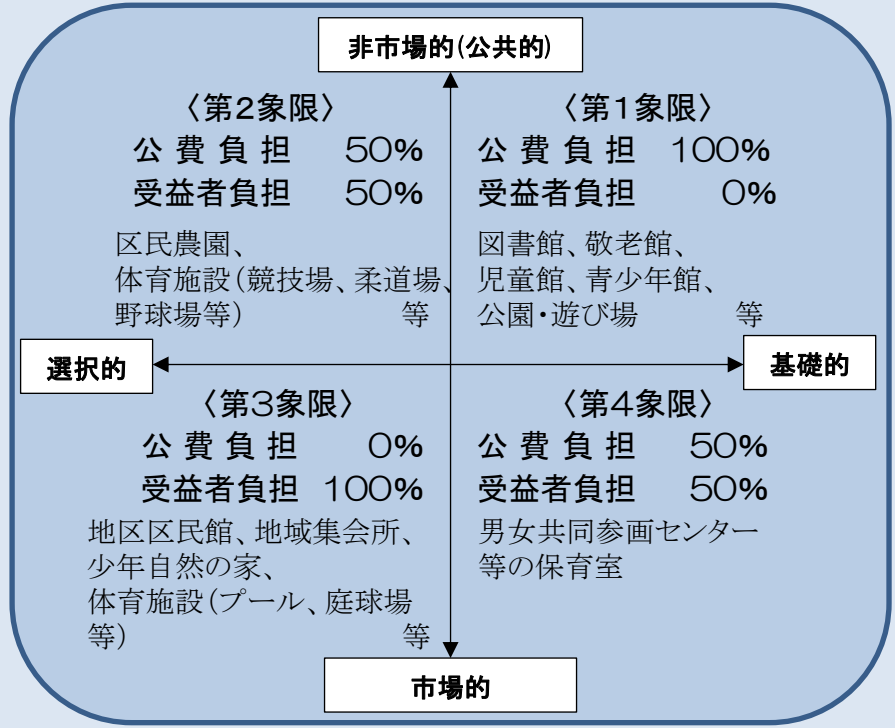
高齢者や子どもなど、利用する人の属性に応じた減額割合。減額率は一律50%。

**「使用料算定の基本方式」の例外**

保育園や練馬文化センター、自転車駐車場、区営住宅等は、「使用料算定の基本的方式」によらず、使用料を算定している。(別紙参照)

### ② 性質別負担割合

各施設サービスを性質別に4つに分類し、受益者と行政の公費負担割合を設定



「市場的」 「非市場的(公共的)」	行政が提供しなくても、民間からの供給が期待できるサービスかどうかで区分
「基礎的」 「選別的」	日常生活において多くの人に必要とされるか、人によって必要性が異なるかで区分

## 2 区立施設使用料の現況

### (1) 現行の使用料設定の基本的考え方

1㎡当たりの時間単価の算出例 ～A地区区民館の場合～

#### 1 建物面積

施設内容	面積	内 訳
ア 貸出施設	519.12 ㎡	レクルーム、会議室、大広間等
イ その他のスペース	546.03 ㎡	管理施設・共用部分等
ウ 建物面積合計	1065.15 ㎡	

#### 2 維持管理費

23年度決算額	内 訳	
エ 20,244,523 円	光熱水費 2,567,660 円	一般需用費 143,189 円
	役務費 585,907 円	委託料 12,070,335 円
	工事請負費 4,553,902 円	備品購入費 323,530 円

#### 3 職員数および人件費

所要人員	人 件 費	
オ 建物全体の維持管理に要する職員数	全職員中0.22人 (正規0.22人) (再任・再雇0人)	合計 1,777,600 円 8,080,000 × 0.22 = 1,777,600 円
カ 貸出施設部分の貸出業務に要する職員数	全職員中0人 (正規0人) (再任・再雇0人)	合計 0 円

#### 4 年間開館時間

$$\begin{aligned} \text{キ} &= 12.5 \text{ 時間 (1日の開館時間)} \times 359 \text{ 日 (年間開館日数)} \\ &= 4,488 \text{ 時間} \end{aligned}$$

### 計 算 式

① 建物の維持管理費 (1㎡当たり)	=	$\frac{\text{維持管理費 エ } 20,244,523 \text{ 円}}{\text{建物面積 ウ } 1,065.15 \text{ ㎡}}$	=	19,006 円
② 建物の維持管理に要する 人件費 (1㎡当たり)	=	$\frac{\text{人件費 オ } 1,777,600 \text{ 円}}{\text{建物面積 ウ } 1,065.15 \text{ ㎡}}$	=	1,669 円
③ 貸出業務に要する人 件費 (1㎡当たり)	=	$\frac{\text{人件費 カ } 0 \text{ 円}}{\text{貸出部分の面積 ア } 519.12 \text{ ㎡}}$	=	0 円
<b>A地区区民館の原価基礎</b> (1㎡当たりの時間単価)	=	$\frac{\text{①+②+③ } 20,675 \text{ 円}}{\text{年間開館時間 キ } 4,488 \text{ 時間}}$	=	<b>4.6 円</b>

※ このような計算を各施設について行い、同種施設の「原価基礎」の平均単価を基に使用料単価を設定。



## 2 区立施設使用料の現況

### (1) 現行の使用料設定の基本的考え方

#### 1時間当たりの使用料額 料金表

##### 【会議室等】

1㎡当たりの時間単価 8.8円

性質別負担割合 100%

(単位:円)

面積区分	1時間当たりの使用料額
18㎡未満	100
18㎡以上 29㎡未満	200
29㎡以上 40㎡未満	300
40㎡以上 52㎡未満	400
52㎡以上 63㎡未満	500
63㎡以上 74㎡未満	600
74㎡以上 86㎡未満	700
86㎡以上 97㎡未満	800
97㎡以上 108㎡未満	900
108㎡以上 120㎡未満	1,000
120㎡以上 131㎡未満	1,100
131㎡以上 143㎡未満	1,200
143㎡以上 154㎡未満	1,300
154㎡以上 165㎡未満	1,400
165㎡以上 177㎡未満	1,500
177㎡以上 188㎡未満	1,600
188㎡以上 199㎡未満	1,700
199㎡以上	1,800

##### 【地域集会施設(地区区民館・地域集会所)】

1㎡当たりの時間単価 3.8円

性質別負担割合 100%の施設

(単位:円)

面積区分	1時間当たりの使用料額
40㎡未満	100
40㎡以上 66㎡未満	200
66㎡以上 93㎡未満	300
93㎡以上 119㎡未満	400
119㎡以上 145㎡未満	500
145㎡以上	600

※ 平成21年度の使用料の見直しにおいて、地域集会施設の利用促進の観点から、地区区民館等の単価(8.8円)を地域集会所の単価(3.8円)に引き下げて、地域集会施設の1㎡当たりの時間単価とした。

##### 【体育館(競技場・武道場等)】

1㎡当たりの時間単価 6.3円

性質別負担割合 50%

(単位:円)

面積区分	1時間当たりの使用料額
48㎡未満	100
48㎡以上 80㎡未満	200
80㎡以上 112㎡未満	300
112㎡以上 143㎡未満	400
143㎡以上 175㎡未満	500
175㎡以上 207㎡未満	600
207㎡以上 239㎡未満	700
239㎡以上 270㎡未満	800
302㎡以上 334㎡未満	1,000
493㎡以上 524㎡未満	1,600
556㎡以上 588㎡未満	1,800
620㎡以上 651㎡未満	2,000
715㎡以上 747㎡未満	2,300
937㎡以上 969㎡未満	3,000
969㎡以上 1,000㎡未満	3,100
1,000㎡以上 1,032㎡未満	3,200
1,381㎡以上	4,400

# 2 区立施設使用料の現況

## (2) 減額・免除制度

### ア 減額・免除基準の概要

#### ① 免除基準

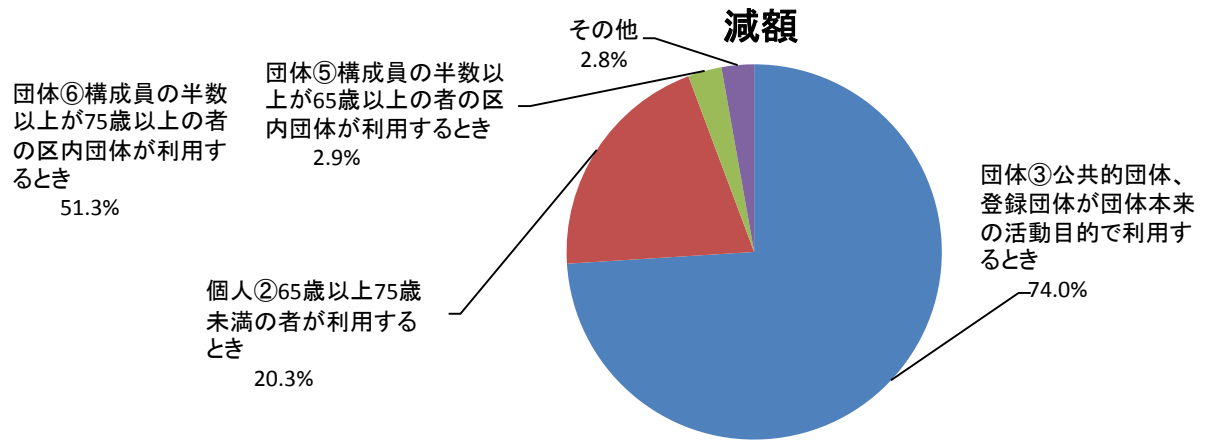
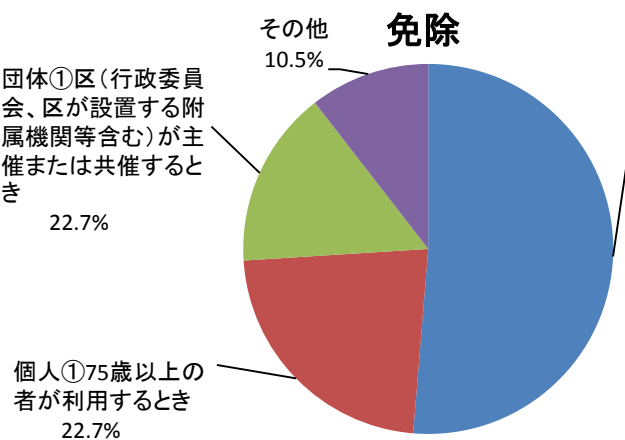
	適用範囲
団体	①区(行政委員会、区が設置する附属機関等含む)が主催または共催するとき
	②区以外の官公署が行政目的で利用するとき
	③区内の各種団体が行政活動の協力目的等で利用するとき
	④指定管理者・管理運営団体が当該施設を行政目的で利用するとき
	⑤区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校または特別支援学校が教育目的で利用するとき
	⑥構成員の半数以上が75歳以上の者の区内団体が利用するとき
個人	①75歳以上の者が利用するとき
	②学齢前の幼児が利用するとき

#### ② 減額基準(減額率は一律50%)

	適用範囲
団体	①区(行政委員会含む)が後援、協力、協賛するとき
	②区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校または特別支援学校以外の学校が教育目的で利用するとき
	③公共的団体、登録団体が団体本来の活動目的で利用するとき
	④構成員の半数以上が障害者の区内団体が利用するとき
	⑤構成員の半数以上が65歳以上の者の区内団体が利用するとき
	⑥構成員の半数以上が中学生以下の区内団体が利用するとき
個人	①障害者(介助者1名含む)が利用するとき
	②65歳以上75歳未満の者が利用するとき
	③小中学生が利用するとき

### 減額・免除制度の適用状況(平成23年度)

【対象施設】 地域集会施設、会議室等、リサイクルセンター、職員研修所、体育館、トレーニング室、石神井公園ふるさと文化館、区民交流センター、青少年館、図書館



※ 減免事由の内訳データのない施設、プールの個人利用は含まない。

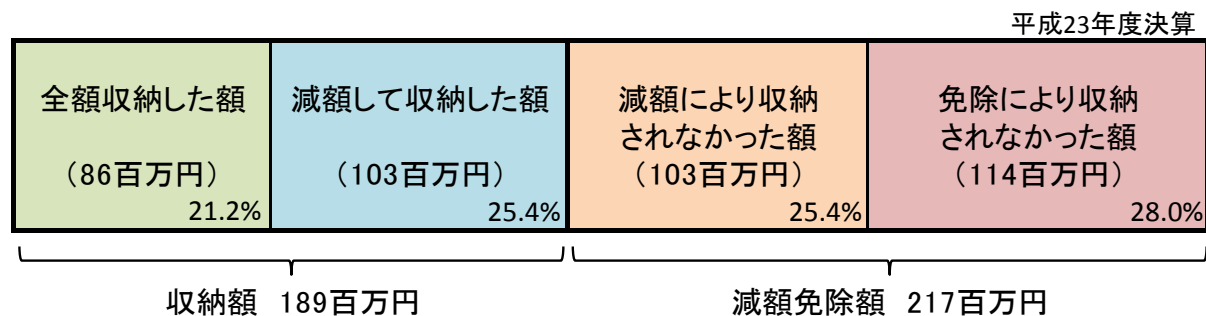
## 2 区立施設使用料の現況

### (3) 減額免除による使用料の収納状況

#### イ 減額・免除による使用料の収納状況

平成24年度に、使用料の見直しのための検討を行った際に、減額免除の状況を調査。次の施設の団体利用について、収納額と利用状況から、減額免除額を算出(一部は推計)。

【対象施設】 地域集会施設(49)、会議室等(27)<sup>※1</sup>、リサイクルセンター(3)、職員研修所(1)、  
※( )は施設数 体育館<プールを除く>(7)、プール(6)、庭球場(6)、運動場(6)



※1 会議室等

区役所、石神井庁舎、男女共同参画センター、サンライフ練馬、勤労福祉会館、石神井公園区民交流センター、区民ホール(2)、向山庭園、生涯学習センター、美術館、石神井公園ふるさと文化館、総合教育センター(現・生涯学習センター分館)、花とみどりの相談所、図書館(南大泉を除く。11)、青少年館(2)

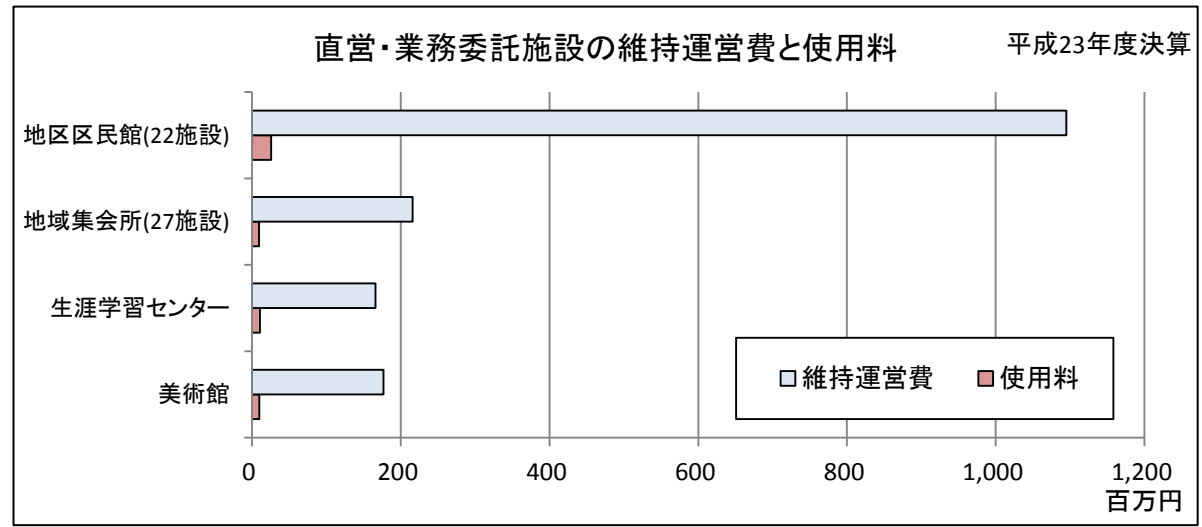
## 2 区立施設使用料の現況

### (3) 主な施設の運営経費と使用料の関係

主な施設について平成24年度で見ると、つぎのようになる。

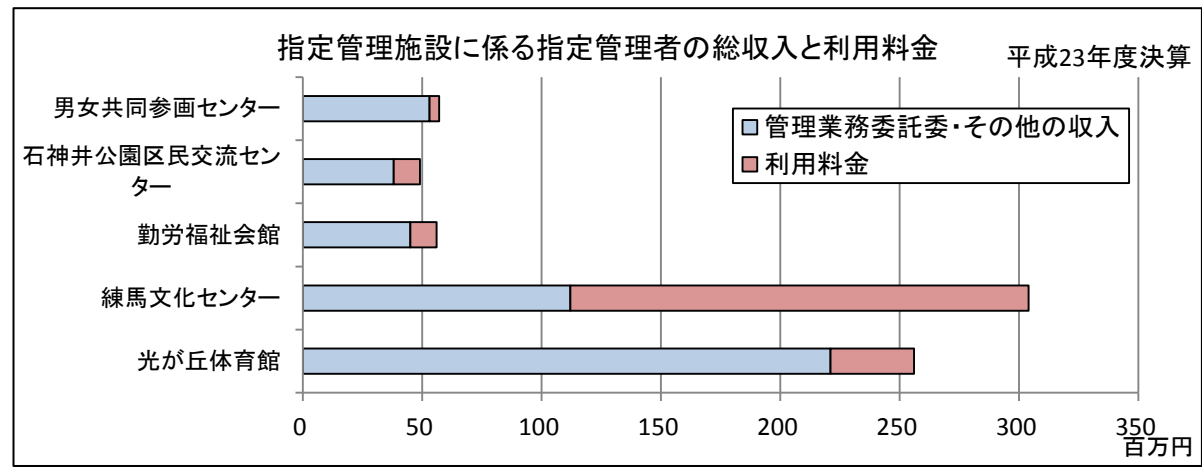
前記の「減額免除制度」の影響もあって、施設を運営するための経費総額に対する使用料の割合は比較的小さい値にとどまっている。残りは税金等でカバーしている。

#### 【直営・業務委託施設】



#### 【指定管理者制度適用施設】

指定管理者制度を適用している施設で利用料金制を採っている場合は、総経費から利用料金等の収入見込額を控除したうえで、区から指定管理者へ支払われる管理業務委託費の協定額が算定される。つまり指定管理者は、区からの管理業務委託費と利用料金などを収入として施設運営を行っている。

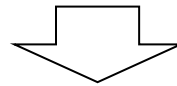


## 2 区立施設使用料の現況

### (4) 区立施設に関する課題

#### 【課題】

- 時代の状況が変化している中で、受益と負担のあり方を見直す必要がある。



#### 【論点】

- 使用料算定の考え方  
建物建設費(減価償却費を含む)、職員人件費などの扱い
- 減額・免除制度のあり方  
減額・免除の対象、減額率などのあり方
- その他  
市場価格とのバランスのあり方、区外団体の利用と使用料のあり方